

議事(1) 令和4年度丸亀市国民健康保険特別会計補正予算の見直し

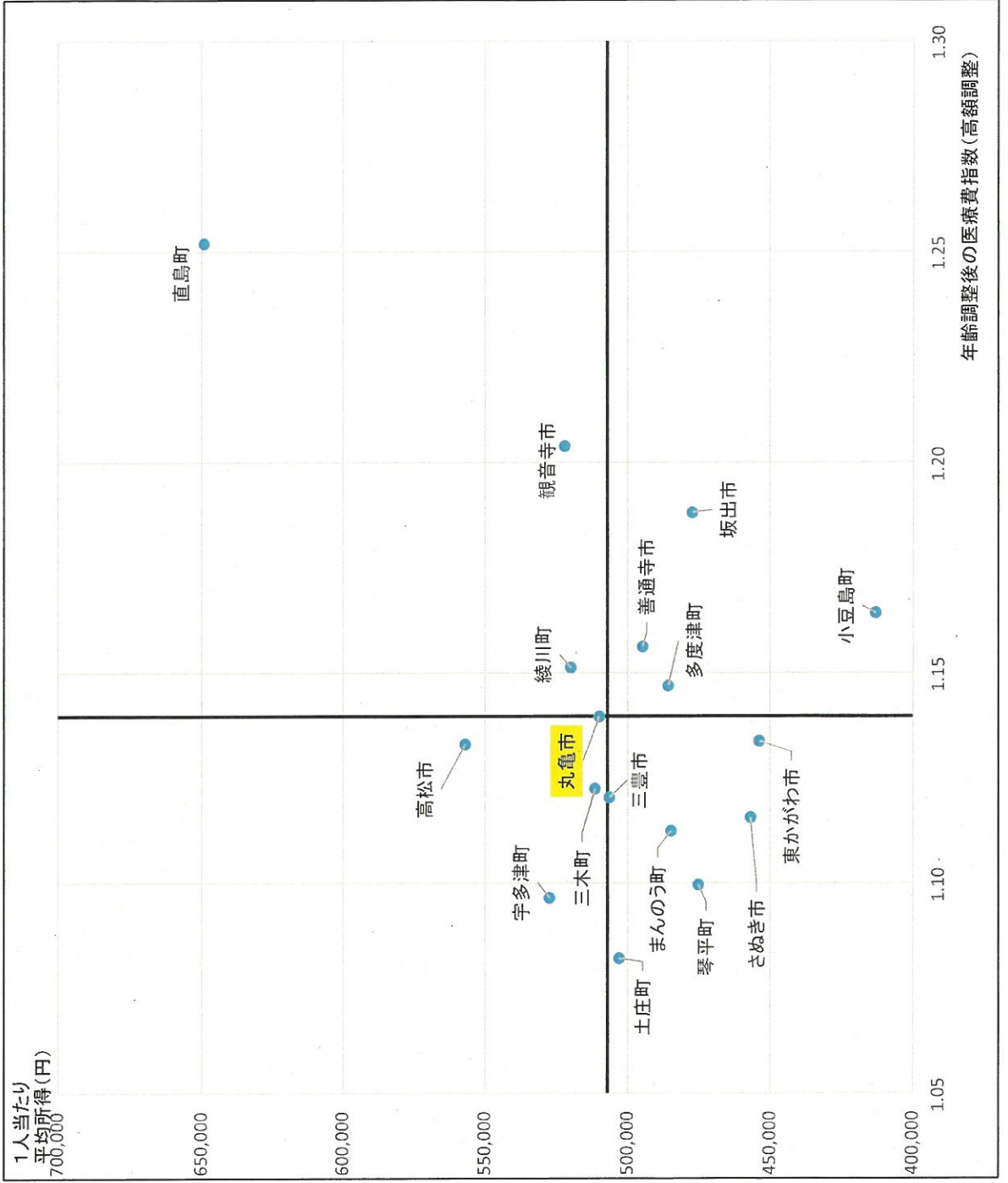
Table with columns: 科目 (Category), R4年度当初予算 (R4 FY Initial Budget), 3月補正 (3rd Month Correction), R4年度現行予算 (R4 FY Current Budget), R4年度当初予算 (R4 FY Initial Budget), 3月補正 (3rd Month Correction), R4年度現行予算 (R4 FY Current Budget), R4年度当初予算 (R4 FY Initial Budget), R4年度現行予算 (R4 FY Current Budget). Rows include 1 保険税, 2 一般負担金, 3 使用料及び手数料, 4 国庫支出金, 5 歳末給付費交付金, 6 県支出金, 7 財産取入, 8 繰入金, 9 国保事業費交付金, 10 繰越金(前年度).

議事(2) 令和5年度丸亀市国民健康保険特別会計予算の見直し

Table with columns: 科目 (Category), R5年度当初予算(案) (R5 FY Proposed Budget), 前年度当初予算比 (Previous FY Initial Budget Ratio), R5年度当初予算(案) (R5 FY Proposed Budget), 前年度当初予算比 (Previous FY Initial Budget Ratio). Rows include 1 保険税, 2 一般負担金, 3 使用料及び手数料, 4 国庫支出金, 5 歳末給付費交付金, 6 県支出金, 7 財産取入, 8 繰入金, 9 国保事業費交付金, 10 繰越金(前年度).

県内市町国保における所得水準と医療費水準の相関図

	年齢調整後の 医療費指数 (高額調整)	1人当たり平均 所得
高松市	1.1331	556,962
丸亀市	1.1397	510,166
坂出市	1.1881	477,200
善通寺市	1.1562	494,699
観音寺市	1.2039	522,325
さぬき市	1.1157	456,768
東かがわ市	1.1338	453,746
三豊市	1.1204	506,553
土庄町	1.0821	503,130
三木町	1.1225	511,672
直島町	1.2520	649,077
宇多津町	1.0965	527,628
琴平町	1.0996	475,067
多度津町	1.1469	485,694
まんのう町	1.1124	484,712
小豆島町	1.1643	412,890
綾川町	1.1513	520,212
県平均	1.1397	507,180



議事(3)

令和4年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計補正予算の見直し
 令和5年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計予算の見直し

資料 2

【歳入】

区	分	4年度当初予算	補正	4年度現計予算	4年度決算見込み	5年度当初予算(案)	前期比	対前年度増減
診療収入	1 国保	4,110		4,110	3,400	3,570	86.86%	▲ 540
	2 社保	700		700	1,100	976	139.43%	276
	3 後期高齢	15,456		15,456	15,000	15,970	103.33%	514
	4 生活保護	500		500	800	750	150.00%	250
	5 その他	3,660		3,660	3,800	3,660	100.00%	0
	6 一部負担金	3,630		3,630	3,900	3,630	100.00%	0
	小計	28,056	0	28,056	28,000	28,556	101.78%	500
手数料	文書料	150		150	200	150	100.00%	0
	計	150	0	150	200	150	100.00%	0
繰入金	金	100,984		100,984	99,900	78,584	77.82%	▲ 22,400
雑入		210	0	210	300	210	100.00%	0
繰越金	債	0	0	0	0	0	—	0
市債		55,600		55,600	55,600	0	0.00%	▲ 55,600
繰入合計		185,000	0	185,000	184,000	107,500	58.11%	▲ 77,500

【歳出】

区	分	4年度当初予算	補正	4年度現計予算	4年度決算見込み	5年度当初予算(案)	前期比	対前年度増減	
総務費	1 報酬	16,683		16,683	16,683	16,904	101.32%	221	
	2 給料	10,827		10,827	10,827	11,000	101.60%	173	
	3 職員手当等	25,004		25,004	25,004	25,790	103.14%	786	
	4 共済費	5,092		5,092	5,092	4,737	93.03%	▲ 355	
	7 報償費	1,538		1,538	1,538	1,538	100.00%	0	
	8 旅費	2,559	▲ 84	2,475	2,475	2,547	99.53%	▲ 12	
	10 需用費	3,972		3,972	3,972	5,266	132.58%	1,294	
	11 役務費	1,778		1,778	1,778	1,849	103.99%	71	
	12 委託料	3,482		3,482	3,482	2,064	59.28%	▲ 1,418	
	13 使用貸借料	64		64	64	94	146.88%	30	
	14 工事請負費	1,000		1,000	1,000	0	—	▲ 1,000	
	17 備品購入費	100		100	100	200	200.00%	100	
	18 負担金補助	785		785	785	865	110.19%	80	
26 公課費	0		0	0	20	—	20		
	小計	72,884	▲ 84	72,800	72,800	72,874	99.99%	▲ 10	
整備費	10 需用費	20		20	20	0	0.00%	▲ 20	
	11 役務費	0		0	0	0	—	0	
	12 委託料	4,016		4,016	4,016	0	0.00%	▲ 4,016	
	14 工事請負費	71,680		71,680	71,680	0	0.00%	▲ 71,680	
	17 備品購入費	1,818		1,818	1,818	0	—	▲ 1,818	
	18 負担金補助	132		132	132	0	—	▲ 132	
	小計	77,666	0	77,666	77,666	0	0.00%	▲ 77,666	
医療費	合計	150,550	▲ 84	150,466	150,466	72,874	48.41%	▲ 77,592	
	10 需用費	760		760	760	760	100.00%	0	
	12 委託料	952		952	952	952	100.00%	0	
	13 使用貸借料	3,174		3,174	3,174	2,662	83.87%	▲ 512	
	17 備品購入費	2,066		2,066	2,066	1,100	53.24%	▲ 966	
		小計	6,952	0	6,952	6,952	5,474	78.74%	▲ 1,478
	10 需用費	21,500		21,500	21,500	21,500	100.00%	0	
	11 役務費	1,960		1,960	1,960	1,960	100.00%	0	
		小計	23,460	0	23,460	23,460	23,460	100.00%	0
	10 需用費	780		780	780	1,200	153.85%	420	
	13 使用貸借料	879		879	879	1,268	—	389	
		小計	1,659	0	1,659	1,659	2,468	148.76%	809
	合計	32,071	0	32,071	32,071	31,402	97.91%	▲ 669	
元金	1,316		1,316	1,316	1,984	150.76%	668		
利子	63	84	147	147	240	380.95%	177		
予備費	1,000		1,000	1,000	1,000	100.00%	0		
歳出合計		185,000	0	185,000	184,000	107,500	58.11%	▲ 77,500	

議事(4) 国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の改定

について

〈丸亀市国民健康保険税条例の一部改正（案）〉

1 概要

国民健康保険税は、負担の上限額が定められているため、中間所得者層を中心とした限度額に至らない世帯については、医療費等の増加などにより、保険税負担が増加する傾向にある。

このような状況のもと、国においては、令和5年度から賦課限度額の引き上げや、軽減判定所得の政令改正が予定されており、改正された場合、本市においても政令に併せて丸亀市国民健康保険税条例を一部改正するもの。

2 内容

①後期高齢者支援金分の賦課限度額を20万円から22万円に引き上げ

	①医療分	②後期高齢者 支援金分	③介護納付金分	①+②+③
現行	65万円	20万円	17万円	102万円
改定	65万円	22万円	17万円	104万円
引き上げ幅	変更なし	+2万円	変更なし	+2万円

②国民健康保険税の5割軽減・2割軽減について軽減判定所得基準額の見直し

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に
乗すべき金額を29万円（現行：28.5万円）に引き上げる。

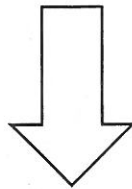
2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に
乗すべき金額を53.5万円（現行：52万円）に引き上げる。

（詳細は裏面）

3 施行期日（予定）

令和5年4月1日

■ 軽減判定所得（現行）

$$7 \text{ 割軽減基準額} = \text{基礎控除額 (43 万円)} + 10 \text{ 万円} \times (\text{年金・給与所得者の数} - 1)$$
$$5 \text{ 割軽減基準額} = \text{基礎控除額 (43 万円)} + 10 \text{ 万円} \times (\text{年金・給与所得者の数} - 1) \\ + \underline{28.5 \text{ 万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$
$$2 \text{ 割軽減基準額} = \text{基礎控除額 (43 万円)} + 10 \text{ 万円} \times (\text{年金・給与所得者の数} - 1) \\ + \underline{52 \text{ 万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$


■ 軽減判定所得（改正案）

$$7 \text{ 割軽減基準額} = \text{基礎控除額 (43 万円)} + 10 \text{ 万円} \times (\text{年金・給与所得者の数} - 1)$$
$$5 \text{ 割軽減基準額} = \text{基礎控除額 (43 万円)} + 10 \text{ 万円} \times (\text{年金・給与所得者の数} - 1) \\ + \underline{29 \text{ 万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$
$$2 \text{ 割軽減基準額} = \text{基礎控除額 (43 万円)} + 10 \text{ 万円} \times (\text{年金・給与所得者の数} - 1) \\ + \underline{53.5 \text{ 万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、
後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する者

議事(5) 出産育児一時金の支給額の改定について

〈丸亀市国民健康保険条例の一部改正（案）〉

1 概要

出産育児一時金の支給について、丸亀市国民健康保険条例の一部を改正

2 内容

【出産育児一時金】

健康保険法等に基づく保険給付として、国民健康保険被保険者又はその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、現在、一分娩当たり 42万円 を支給

こども・子育て支援の充実として、現在、支給されている額に8万円増額し、50万円に改定するもの

3 施行期日

令和5年4月1日（予定）

保険料水準の統一について

香川県健康福祉部医務国保課国民健康保険室

令和4年11月

保険料水準の統一について

現状と課題

- 国保の構造的な課題(所得水準が低く、医療費水準が高い。市町間の格差)
- 平成30年度の国保制度改革(都道府県単位化、財政支援の拡充)
- 一人当たり医療費が増加、被保険者数が減少による国保制度を維持

取組の方向性

- 市町が実施する国保事業の標準化
- 被保険者間負担の公平性の確保
- 財政運営の安定化を図りつつ、将来的に持続する国保制度

目指すべき目標

- 同一所得・同一世帯構成であれば、県内どこの市町に住所を有していても、同一料率・同一料額となる状態を目指す
- 国保事業の標準化、広域化の更なる推進

保険料水準統一のメリット・デメリット

メリット

- ① 相互扶助による財政運営の安定化
 - ・小規模保険者における医療費の増加や所得の変動等による不安定な財政運営へのリスクの軽減
- ② 統一保険料による被保険者負担の公平性の確保
 - ・被保険者が県内の市町間を異動しても保険料率は変わらないので、被保険者間の不公平感が解消
- ③ 国保事業の標準化・広域化による経費の削減
 - ・市町標準化システムの導入や保健事業などの標準化・広域化により、事業費や医療費を抑制

デメリット

- ① 市町独自で保険料率の引下げは不可
 - ・県内の保険料を統一するため、市町で独自に保険料を抑制するなどの政策的な取組みは不可
- ② 市町独自の事業が実施しにくくなる
 - ・地域の特性に応じた保健事業が実施できるよう一定の財源を確保するが、被保険者間の公平性を欠いた事業の実施は困難
 - ※例えば、保険者として人間ドックの自己負担無料化や対象者の大幅な拡大などの取組みは不可
- ③ モラルハザード発生の可能性
 - ・市町間の医療費水準や保険料収納率の格差拡大は、被保険者の負担につながるため、あらかじめ、基準やルールを設定

保険料水準統一に向けた段階的な取り組み

第1段階 (R6～R11)	【目標① 納付金ベースでの統一と一部経費の都道府県単位化】 年齢調整後の医療費水準を反映させない。標準化できる項目を都道府県単 位で算入する。各市町は、従来どおり保健事業費などそれぞれを積算し、保険 料を算定する(赤字市町は料率改定の検討も必要)。
第2段階 (R12～R14)	【目標② 準統一 市町ごとに異なる歳入・歳出の統一】 市町ごとに異なる経費(保健事業費等)について、標準化を検討して算定基準 を統一し、都道府県単位で算入する。
第3段階 (R15～R17)	【目標③ 保険料統一へ 収納率を反映しない保険料の統一】 収納率の高低で保険料率に変化しないよう標準的な収納率を設定する。収納 率の低い市町に対して収納率の高い市町が過度な負担とならないよう収納率 が一定以下になった場合の措置を導入。
最終目標 (R18～)	【最終的な目標 保険料統一】 同一所得・同一世帯構成であれば、県内どこの市町に住所を有していても、同 一料率・同一料額となる。

保険料水準の統一に向けたロードマップ（たたき台）

区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20		
香川県国保運営方針	第1期 (H30～R5)	第2期 (R6～R11)	第3期 (R12～R17)	第4期 (R18～R23)															
保険料統一に向けた段階的な取り組み	検討段階 標準化の検討	第1段階 納付金ベース統一等への準備期間	第3段階 準統一への準備期間	第4段階 保険料統一への準備期間													最終目標 保険料統一		
○安定的な財政運営 ①統一保険料の対象 経費の検討 ②医療費水準反映係 数の引き下げ幅の 検討 ③医療費水準引き下 げに伴う激変緩和 措置の検討	算定方法の検討	<p>↑</p> <p>○年齢調整後の医療費水準を反映しない(納付金ベースで統一)</p> <p>○標準化できた項目を県単位で算定</p> <p>○医療費水準を反映しないことに伴う納付金の増減については相互扶助による激変緩和を実施</p>	<p>○保険料統一に伴う負担増加に対して激変緩和を実施</p>	<p>○保険料統一に伴う負担増加に対して激変緩和を実施</p>															
○医療費の適正化等 ①保健事業の標準化 ②医療費の適正化 ③保険給付の標準化	標準化の検討																		
○保険料の標準化等 ①賦課割合、算定方式の統一 ②収納率向上対策の標準化 ③減免基準の標準化	標準化の検討																		
法定外繰入の解消																			
事務の標準化・広域化	標準化・広域化の検討																		